特集3

経済産業部

改正省エネ法

【平成十八年四月から荷主に省エネの義務がかかります。】

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正について（平成十七年八月十日公布・平成十八年四月一日施行）

1 はじめに

地球温暖化防止に関する京都議定書の発効や、昨今の世界的なエネルギー需給の逼迫、最近のエネルギーを巡る諸情勢等を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸部門における対策を導入するとともに、工場・事業場及び住宅・建築分野における対策を強化する等の措置を講ずることになり、今回、エネルギーの使用の合理化に関する法律が改正されましたので、ご紹介します。

主な改正点

●工場・事業場に係る措置
- □輸送に係る措置
  - □輸送事業者に係る措置
  - □荷主に係る措置
- ●住宅・建築物に係る措置
- ●機械器具に係る措置及びその他の措置

2 工場、事業場に係る措置

エネルギー管理指定工場の指定については、熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算した使用量が一定以上（第一種三〇〇〇kl以上、第二種一五〇〇kl以上）の工場を指定します。

既に指定されている工場・事業場を含め、改正法の施行後改めて、エネルギー消費量等の報告（エネルギー使用状況報告書）を平成十八年四月末までに内閣府沖縄総合事務局（経済産業部）へ提出する必要があります。（図1を参照）

■エネルギー管理士、管理員の選任について

●第一種エネルギー管理指定工場については、熱・電気両方の専門的知識を備えたエネルギー管理士の資格保持者の選任とその届出が必要

●第二種エネルギー管理指定工場については、熱・電気両方の知識に関する講習を受講したエネルギー管理員の選任とその届出が必要

【エネルギー管理指定工場の区分（図1）】

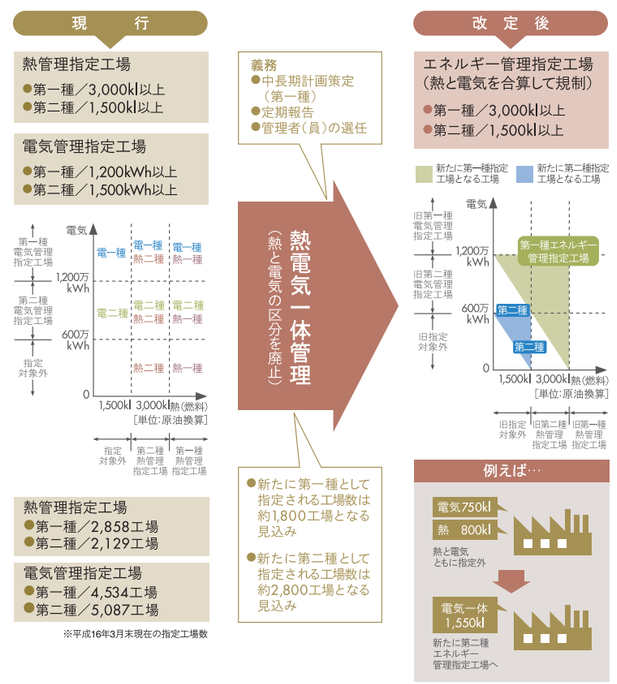

【原油換算表（図2）】

燃料					
原油（コンデンセートを除く）	1キロリットル	38.2ギガジュール	可燃性天然ガス		
原油のうちコンデンセート	1キロリットル	35.3ギガジュール	イ.液化天然ガス（窒素、水分、その他の不純物を分離して液化したものをいう）	1トン 千立方メートル	54.5ギガジュール 40.9ギガジュール
揮発油（ガソリン含）	1キロリットル	34.6ギガジュール	ロ.その他可燃性天然ガス		
ナフサ	1キロリットル	34.1ギガジュール			
灯油	1キロリットル	36.7ギガジュール			
軽油	1キロリットル	38.2ギガジュール			
重油 イ.A重油 ロ.B・C重油	1キロリットル 1キロリットル	39.1ギガジュール 41.7ギガジュール	石炭 イ.原料炭 ロ.一般炭 ハ.無煙炭	1キロリットル 1キロリットル 1トン	28.9ギガジュール 26.6ギガジュール 27.2ギガジュール
石油アスファルト	1トン	41.9ギガジュール	石炭コークス	1トン	30.1ギガジュール
石油コークス	1トン	35.6ギガジュール	コールタール		37.3ギガジュール
石油ガス イ.液化石油ガス ロ.石油系炭化水素ガス	1トン 千立方メートル	50.2ギガジュール 44.9ギガジュール	コークス炉ガス	1トン	21.1ギガジュール
			高炉ガス	千立方メートル	3.4ギガジュール
			転炉ガス		8.4ギガジュール

（注）都市ガスについてはガス会社ごとの単位発熱量とする。

熱			電気		
蒸気（産業用を除く）	1ギガジュール	1.36ギガジュール	昼間電力	千キロワット時	9.97ギガジュール
産業用蒸気	1ギガジュール	1.02ギガジュール	夜間電力	千キロワット時	9.28ギガジュール
温水	1ギガジュール	1.36ギガジュール	上記以外の電力	千キロワット時	9.76ギガジュール
冷水	1ギガジュール	1.36ギガジュール	自家発電	千キロワット時	事業者の実測値（又は9.76ギガジュール）

（注）熱供給事業者・供給区域ごとの単位発熱量を用いてもよい。

原油換算量（kl）＝発熱量（10GJ）×0.258　発熱量10ギガジュールを0.258klとして原油換算

管理員の選任とその届出が必要

■エネルギー使用量の換算について

エネルギー使用量をとらえる際は、図2の単位発熱量を用いて発熱量を計算し、この発熱量を合計した値を原油の量に換算します。

3 輸送に係る措置

(1)輸送事業者（貨物・旅客）に係る措置

自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が一定基準以上（鉄道三〇〇両、トラック二〇〇台、バス二〇〇台、タクシー三五〇台、船舶二万総トン（総船腹量）、航空九〇〇〇トン（総最大離陸重量））である者は特定輸送事業者に該当します。

特定輸送事業者に該当する場合には、平成十七年度末の輸送能力を内閣府沖縄総合事務局（運輸部）へ提出する必要があり、これに基づき指定がなされます。（平成十八年四月以降提出）

指定されると毎年度、エネルギー使用量等の定期報告書及び省エネの実施可能な取組みに係る計画書の提出の義務が発生します。

(2)荷主に係る措置

自らの事業活動に伴って貨物輸送を委託している量（自ら輸送している量を含む。）が三〇〇〇万トンキロ以上の事業者（全業種対象）は特定荷主に該当します。（図3を参照）

特定荷主に該当する場合には、トンキロの報告（輸送量届出書）を平成十九年四月末までに内閣府沖縄総合事務局（経済産業部）へ提出する必要があり、これに基づき指定がなされます。（平成十九年四月以降提出）

指定されると毎年度、エネルギー使用量等の定期報告書及び省エネの実施可能な取組みに係る計画書の提出の義務が発生します。

【トンキロ把握方法（図3）】

○○○○○○○○○○○○○○○○

トンキロ把握方法

自社に所有権のある貨物の範囲について以下のようにし輸送量（トンキロ）の計算を実施。輸送機関（トラック・船・鉄道等のモード）、車種、燃料種別、輸送の形態（自家物流、委託物流）、輸送の種類（専用便、共同輸配送便等）によって把握・整理のしやすい適切な範囲で貨物区分を設定。

❶トン　貨物区分ごとに荷主が自ら把握
実重量を把握するほかに、貨物1個当たりの重さ×輸送個数として算出する方法、容積から換算する方法等。

❷キロ　貨物区分ごとに発着地点を指定した荷主が、都道府県庁所在地間距離等を活用して推計
輸送事業者から実輸送距離、輸送計画上の発着地点間の道のり等のデータを入手できる可能性あり。なお、空車走行部分は対象外。

❸トンキロ　❶トンと❷キロそれぞれを貨物区分ごとに乗じた値を合計
（総トン数に総キロ数を乗じた値ではないので注意）。

貨物区分

A　❶トン×❷キロ＝❸トンキロ

B　❶トン×❷キロ＝❸トンキロ
＋）
❸総トンキロ

※トン、キロの発生状況が一定でない場合には、1週間、1ヵ月等の一定期間の集計値から推計も可能

❸の合計値が3,000万トンキロ以上 → 特定荷主

4 住宅等に係る措置及びその他の措置

(1)住宅・建築物に係る措置

床面積二〇〇〇㎡以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合の都道府県等（管内は沖縄県）への省エネルギー措置の届出に、外壁等の大規模改修等を行う場合が追加されることになります。床面積二〇〇〇㎡以上の住宅についても、非住宅建築物と同様に、新築・増改築、大規模修繕等を行う場合に、都道府県等（管内は沖縄県）への届出が必要となります。

平成十五年四月以降に届出を行った建築物については、定期的に省エネルギー措置に関する維持保全の状況を都道府県等（管内は沖縄県）に報告することが必要となります。

(2)機械器具に係る措置及びその他の措置

トップランナー基準適用機器（エアコンディショナー他十七機器）に液晶・プラズマTV、DVDレコーダー、重量車、ジャー炊飯器及び電子レンジが追加されます。

エネルギー供給事業者や家電等小売事業者による一般消費者への省エネ機器の普及や省エネ性能を分かりやすい情報提供の義務付けが規定されることとなります。

5 終わりに

地球温暖化の防止は、国、地方自治体、企業、個人が省エネルギーを意識し、限りある資源の有効活用を図ることが重要です。